

議 第 178 号

平成30年6月4日提出

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条中「及び託麻スポーツセンター」を「、託麻スポーツセンター及び城南総合スポーツセンター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

城南総合スポーツセンターに指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。